

## 女性活躍推進法

### 社会福祉法人ひとつの会 行動計画

『女性が活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のような行動計画を策定する。』

1.<計画期間> 平成29年12月1日～平成32年3月31日

#### 2. <目標>

男性職員の育児休業取得、若しくは両立支援制度（看護介護休暇制度・勤務時間制度・育児支援制度など）の利用実績を作る。【1名以上】

#### 3.<取組内容>

- ①職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発をする。
- ②上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進をする。
- ③利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底をする。
- ④若手の労働者を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等を実施する。
- ⑤短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方を実現する。

以上